

(案)

提 言 書

令和5年 月 日

渋川市上下水道事業の経営に関する協議会

令和5年9月 日

渋川市長

高 木 勉 様

渋川市上下水道事業の経営に関する協議会

会長 阿 部 圭 司

下水道使用料の改定に関する提言書

上下水道事業は、安全で安心な水を安定して供給し続けていくこと、生活環境の改善、公共用水域の水質保全など、市民生活やまちづくりに欠かすことのできない重要な役割を担っており、持続可能な経営基盤のもと、計画的な施設整備等を進め、次世代に確実に引き継いでいく必要があります。

渋川市の上下水道事業は、地方公営企業として公営企業会計の原則に基づき、独立採算を軸とし健全経営を目指して事業を実施していますが、人口減に伴う給水人口の減少による有収水量の減少、高度経済成長期に拡張した施設等の老朽化による更新需要の増大によって財政状況は極めて厳しい状況にあります。

水道事業では、令和元年度決算から純損失の計上を続けており、下水道事業においては、使用料や受益者負担金等では経営がままならず、市一般会計からの多額の財政補填無くしては経営が立ちいかない状況が続いています。

渋川市上下水道事業の経営に関する協議会では、このような状況を速やかに改善すべく協議を重ね、令和3年9月に水道料金の改定に関する提言書を提出しました。その後は下水道事業の経営のあり方について、特に下水道使用料の改定の必要性を中心に協議を重ねてきました。

その上で、下水道事業の健全な経営、行政としての取組、受益者負担の公平性の観点等を踏まえ、提言書を提出するものであります。

市当局におかれましては、本提言書の内容を尊重し、下水道事業の健全運営と安全で安心な市民生活の実現に努められるよう要望します。

1 下水道事業の概要と現状について

渋川市の公共下水道は、最も古い物聞沢処理区で昭和34年6月に事業着手し、昭和41年9月に一部区域から供用開始となりました。その後、昭和54年3月には中心市街地を含む渋川地区を利根川上流流域下水道の関連公共下水道として事業着手しました。物聞沢水質管理センターについては、供用開始から50年以上経過しており、現在改築工事を進めています。

その後、昭和59年度からは農業集落排水事業に着手し、現在では22地区において処理を行っています。

その他の事業として、汚水を集合的に処理することが困難な地域においては、市が合併処理浄化槽の設置及び維持管理を行ってきましたが、現在は維持管理のみを市が行っています。また、市が設置する污水处理施設により、2地区（金井、三原田の各住宅団地）において污水处理施設事業として処理を行っています。

渋川市の污水处理人口普及率は91.76%（令和4年度末現在）となりましたが、残る下水道未普及区域の解消に加え、今後の老朽化施設の増加により、施設の新設（面整備や処理施設の増設）とともに改築・更新や維持管理などの費用が増大していくことが考えられます。更には、施設の整備に伴い借り入れた地方債の残高が約201億円（令和4年度末現在）と高額になっており、その償還が市の財政に大きな影響を与える要因となっています。

このような状況下において、渋川市では、下水道事業（6事業）を長期的に安定した事業として運営していくため、令和2年度から地方公営企業法を全部適用し、地方公営企業へ移行しました。これにより、地方財政法による公営企業と位置付けられ、経営については自立経営による独立採算を図っていかねばなりません。

人口減、節水型社会の浸透による使用料の伸び悩み、施設の更新費用の増加等により、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、効率的・安定的な事業を行い、経営の基盤強化に一層努める必要があります。

2 下水道使用料の改定について

(1) 使用料改定の必要性

渋川市の下水道事業は令和2年度から地方公営企業法を適用し、経営の効率化・健全化に努めています。しかし、下水道計画区域の未整備区域の管路整備を行う必要がある一方、急速に進む人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設等の老朽化による更新需要の増大によって財政状況は極めて厳しい状況にあります。

平成30年3月に策定された「渋川市下水道事業経営戦略」(以下「経営戦略」という。)においても、老朽化した施設の更新事業や水洗化率の向上、これに伴う事業の継続的な安定化を図るために早期の使用料改定の必要性を唱えています。

また、令和4年度決算における経費回収率は61.8%となっており、一般会計からの繰入金で補填せざるを得ない状況が続いています。一般会計からの基準外繰入金は約8億2千万円であり、一般会計の財政を圧迫させる一因となっています。

下水道使用料については、平成18年の市町村合併時に料金統一を実施して以降改定を行っておらず、このままでは下水道の整備において重要な財源である社会資本整備総合交付金の重点配分の対象外*となり、補助内定率等に大きな影響が出ることとなります。

このような状況を踏まえ、将来にわたって安定した経営を行っていくためには、さらなる経営の効率化に加え、早期の使用料改定が必要であると考えます。

*国土交通省より発出された事務連絡「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項(令和2年7月22日)」により、令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととされました。現在、渋川市はこれらの条件を1つも満たしておりません。

(2) 使用料改定の規模 (目安となる改定率)

第 7 回の協議会以降、事務局から具体的な改定割合案がいくつか示されました。

維持管理費を使用料によって賄い、その上で、企業債元利償還金の 40 % を賄う (下水道事業債における公費負担の考え方) ためには 100 % 以上の改定、総務省が目安として掲げる使用料に到達するためには 60 % 以上の改定と、どちらも非常に厳しい改定が必要な状況です。

一方で、水道料金と同程度の改定とした場合の目安である 10 % 程度をベースとした改定案も示されましたが、社会情勢の影響で上昇した物価や動力費などを考慮すると、十分な改定率とは言えず、令和 5 年度当初時点における県内 12 市及び広域圏 2 町村の平均程度までの改定 (15 % 程度) が妥当であるとの見解に至りました。

(3) 料金体系の見直し

渋川市の使用料体系は、多くの他団体と同様に「基本使用料」と「超過使用料」の「二部使用料制」により算定しています。使用量に応じた料金賦課の合理性と経営の安定性の確保の両面を満たすためには、継続して二部使用料制を採用すべきと考えます。

超過使用料は 3 段階に区分されていますが、近年の節水意識の向上等により使用水量は全体的に減少傾向にあります。使用量の少ない契約者の負担を軽減できるよう、区分の細分化を検討すべきと考えます。

また、温泉汚水の使用料について、関東近県の温泉所在市町村と比較したところ、著しく低い設定であり、一般用との公平性等を考慮し、一定程度の改定を実施することが必要であると考えます。

(4) 使用料算定の考え方

独立採算による経営が求められる公営企業会計において、「雨水公費・汚水私費の原則」を基本とした使用料算定が行われるべきですが、公費負担分を除いた汚水処理経費の全てを使用料収入によって賄うためには大幅な値上げが必要になり、現実的ではありません。

一方で、渋川市の下水道使用料は県内においても低廉な水準となってい

ます。現在の使用料設定では、汚水処理費用を使用料で賄うことが到底できない状況であり、不足分を多額の一般会計繰入金によって補てんすることにより事業運営を継続しています。

そのため、物価や燃料費の高騰による市民生活への影響を十分に考慮しながらも、独立採算制の原則に基づく、適正な使用料水準への是正を進めていく必要があるため、令和5年度当初時点における県内12市及び広域圏2町村の平均程度までの改定（15%程度）を行うことが望ましいとの意見で一致しました。

なお、事務局から示された算定案は、現行の経営戦略の計画期間である令和9年度までを算定期間として試算されていますので、それ以降についてはしかるべき時期に改めて検討が必要であることを申し添えます。

（5）使用料改定の実施時期について

協議会における事務局の説明において、令和7年度当初から改定したい意向であるとの説明がありました。

協議を重ねる中で、下水道事業の経営安定化のためには早急な使用料改定が必要であることは総意として理解できましたが、社会情勢の急激な変化による物価等の高騰が市民生活に多大な影響を与えている状況も考慮しなければなりません。

しかしながら、前述のとおり、下水道新規整備における社会資本整備総合交付金が重点配分の対象外となると、交付金額が大幅に減額となる恐れがあり、整備の進捗に大きな影響を及ぼすこととなります。

改定時期については、これらを総合的に判断した上で、事務局の意向どおり令和7年度当初から行う必要があると考えます。

3 その他の意見、要望について

(1) 徹底した経営改善努力

協議のなかで、「使用料単価を上げて経費回収率を回復しようとのことだと思いが、経費回収率を低くしている他の要因についても改善の方法を探らなければいけない。」との意見がありました。事務局から、以下の改善検討事案が示されましたので、着実に進めていただくよう求めます。

今後整備を行う区域の処理手法について検討協議を行う。

施設の統廃合について協議を進め、事業の効率化を目指す。

(2) わかりやすい説明と周知期間の確保

使用料改定は市民生活に多大な影響を与えることから、改定の必要性についてわかりやすい丁寧な説明を求めます。

また、改定時期が決まった後は、一定の周知期間を設け、様々な媒体を活用した十分な広報により市民生活に混乱を来さぬことを求めます。

(3) 継続的な協議機関の設置

人口減少社会や節水意識の高まりによる使用料収入の減少が見込まれるなか、下水道事業の経営を安定的に行うためには、一般的な使用料算定期間とされている3年から5年程度の経過を目処に使用料改定について検討する必要があることから、本協議会を継続的に開催し、各年度の決算状況等について検証することを求めます。

(4) 持続可能な事業の運営に必要な使用料について

渋川市の公共下水道事業における経費回収率は、群馬県や全国の平均が80%を超えている中、令和4年度末で61.0%にとどまっています。

経費回収率は、本来100%以上であることが理想であります。利用者の負担と事業運営の健全化とのバランスを考慮し、将来的には、下水道事業全体として経費回収率80%の達成を目指した使用料の改定を検討していくことが望ましいと考えます。

以上

4 協議会の開催経過及び意見（各協議会から抜粋）

これまでの協議会における協議の経過と主な意見等についてお示しします。なお、協議会において出された意見については、今後の経営改善及び使用料改定の指針として検討を求めます。

〔第4回協議会〕令和3年7月28日（水） 午後2時から

主な議題

- （1）6月市議会定例会経済建設常任委員会協議会への報告内容について
- （2）水道料金の改定に関する提言書（案）について
- （3）渋川市の下水道事業の概要（現状と課題）について
- （4）地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る地域再生計画の事後評価について

主な意見（使用料改定関係）

- ・公共下水道と他の事業の施設管理費用が違うため、同一料金でない方がいいのではないか。
- ・将来を見据えた料金設定にすべきである。

〔第5回協議会〕令和3年11月10日（水） 午後2時から

主な議題

- （1）水道料金の改定に関する提言書の提出報告について
- （2）渋川市の下水道事業の概要（現状と課題の解決に向けた取組）

主な意見（使用料改定関係）

- ・汚水処理事業（種類）が多いので、今後の経営計画、維持管理費用を含めて長期的な展望の運営が必要である。
- ・これから公共下水道を拡大させても、投資効果は低いのではないか。
- ・一般の方にもわかりやすく説明することが重要と考える。

〔第6回協議会〕令和4年4月21日（木） 午後2時から

主な議題

(1) 渋川市の下水道事業の概要 (使用料改定の必要性和目安について)

主な意見 (使用料改定関係)

- ・借入金の借換えを行えば、元金返済額を削減できるので検討してみてもどうか。
- ・下水道の汚泥から発生するガスを利用した発電等の新規事業を検討してはどうか。
- ・処理場を減らして効率化を図るのはどうか。

〔第7回協議会〕令和4年7月28日(木) 午後2時から

主な議題

(1) 渋川市の下水道事業の概要 (具体的な使用料体系の検討)

主な意見 (使用料改定関係)

- ・他の多くの自治体は、10立方までを基本料金内としているが渋川市も10立方を基本料金内とすることはできるのか。

〔第8回協議会〕令和4年10月27日(木) 午後2時から

主な議題

(1) 渋川市の下水道事業の概要 (改定の目安と時期について)

主な意見 (使用料改定関係)

- ・使用料単価を上げて経費回収率を回復しようとのことだが、経費回収率を低くしている他の要因についても改善の方法を探らなければいけない。
- ・下水道を接続している人の負担は増加しているのに対して、合併処理浄化槽を設置して下水道に接続していない人との間で不公平感が生まれるのではないか。
- ・使用料を段階的に上げる検討をして欲しい。

〔第9回協議会〕令和5年4月27日(木) 午後2時から

主な議題

(1) 下水道使用料の協議経過と今後の予定について

主な意見 (使用料改定関係)

- ・本協議会では比較的短期、中期程度の見通しの中で料金をどうするかという話だが、ストックマネジメントのようなもっと長い視点で下水道をどう維持していくのかという考えも必要である。
- ・改定自体は待ったなしと感じる。問題は、どのくらいの上げ幅を市民の皆さんに願うのかという点になる。
- ・渋川市は山間部の農業集落排水が一番の問題と感じる。

渋川市上下水道事業の経営に関する協議会委員

令和5年7月1日現在

渋川市上下水道事業の経営に関する協議会 委員一覧

No.	氏名	所属・職域等	備考
1	あべ けいじ 阿部 圭司	高崎経済大学経済学部教授	学識経験者：会長
2	ままだ みつあき 儘田 光明	中小企業診断士	学識経験者：副会長
3	むらかみ ともふみ 村上 知史	群馬用水管理所所長代理	上下水道事業関係者
4	たかやなぎ まさかず 高柳 政和	群馬県下水環境課次長	上下水道事業関係者
5	しんぼ たけし 新保 雄	渋川市自治会連合会幹事	自治会連合会
6	わだ ひとみ 和田 日登美	渋川市子ども育成会連絡協議会 顧問	生涯学習団体
7	とさか けんいち 登坂 建一	渋川商工会議所専務理事	商工会議所
8	もぎ しんきち 茂木 真吉	しぶかわ商工会副会長	商工会
9	ほし かずたか 星 和孝	デンカ(株)渋川工場	地元企業代表者
10	わたぬき かずみ 綿貫 一美	北群馬信用金庫専務理事	地元金融機関代表
11	うつみ としお 内海 敏郎		公募委員
12	あさの かずや 浅野 和也		公募委員